土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年11月17日認可した。

令和5年11月24日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土	地 改	良	事	業	名	
高松市木太土地改良区	単独県費補助土地	改良事業	(かんがい	排水事業)	伊藤	上地区	
JJ	単独県費補助土地	改良事業	(かんがい	排水事業)	中天	神地区	
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地	改良事業	(かんがい	排水事業)	坊の	为地区	
II .	単独県費補助土地	改良事業	(かんがい	排水事業)	祇園:	地区	
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地	改良事業	(農道事業	É) 尾池農i	首地区		